

様式第2号（第5条関係）

発 言 者 ・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要

○久喜市しょうぶ会館運営委員会委員委嘱式

（須田人権推進課長）

皆様、こんにちは。

定刻になりましたので、ただいまから、しょうぶ会館運営委員の委嘱式を始めさせていただきます。

私は、本日の司会進行を務めさせていただきます、人権推進課長の須田でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、初めに、梅田市長から、委員の皆様に委嘱書を交付させていただきます。

お手元に配布させていただきました名簿順に、梅田市長から、委員の皆様に委嘱書を交付させていただきますので、お名前を呼ばれた方は、その場にてご起立願います。

なお、交付が終わりましたら、ご着席下さい。

それでは、皆様のお席に委嘱書をお持ちいたしますので、よろしくお願いいたします。

（市長から委員へ委嘱書を交付）

（須田人権推進課長）

以上、7人の皆様に委員をお願いすることになりました。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、みなさまの委嘱期間は、令和7年5月1日から令和9年4月30日までの2年間となっております。

お渡しした委嘱書の日付につきましても、令和7年5月1日とさせていただきますので、ご了承ください。

以上をもちまして、しょうぶ会館運営委員の委嘱式を終了いたします。

(須田人権推進課長)

続きまして、ここで、運営委員及び事務局職員の紹介に移らせていただきます。

本日は、委嘱後、初めての会議でございますので、恐縮ではございますが、皆様には、改めまして、自己紹介をお願いしたいと存じます。

なお、お手元の「しょうぶ会館運営委員名簿」の順をお願いしたいと思います。

それでは、初めに島田委員さんからお願いいたします。

(各委員の自己紹介)

(須田人権推進課長)

ありがとうございました。

審議会委員名簿について、2点お願いがございます。

1点目は、附属機関の委員名簿に関することでございます。久喜市市民参加条例に基づきまして、附属機関委員のお名前、委員の選出区分を公開することとなっております。

このため、市のホームページ等への委員名簿の掲載につきましては、お手元にお配りしているこちらの名簿を公開させていただきますことを、ご了承くださいたいと存じます。

2点目は、公職者名簿に関することでございます。市では、附属機関の委員の皆様が個人の場合は、お名前のみを記載しました公職者名簿を作成しております。また、官公庁等からの選出の場合は、個人名と当該官公庁等の所在及び電話番号を記載した公職者名簿を作成しております。

委員の皆様におかれましては、この公職者名簿への掲載につきましても、併せてご了承いただきたいと存じます。

なお、公職者名簿につきましては、個人の住所と電話番号の掲載は、任意でございます。現在、運営委員の皆様の住所と電話番号は非公開としておりますが、公開を希望される場合は、後ほど事務局までお申し出いただきますようお願いいたします。

名簿の取扱いに関しては、よろしいでしょうか。

(異議なし)

(須田人権推進課長)

ありがとうございました。

次に、事務局職員の紹介をさせていただきます。

(事務局の自己紹介)

○令和7年度第1回久喜市しょうぶ会館運営委員会

事務局 (須田人権推進課長)

それでは、これから、令和7年度第1回しょうぶ会館運営委員会を始めたいと存じます。

なお、久喜市しょうぶ会館運営委員会規則第6条第2項の規定により、委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない旨の

規定がございます。

本日は、7名中7名の委員さんに出席いただいておりますので、本会議が成立していることを、ご報告させていただきます。

それでは、本日は、改選後、初めての会議でございますので、皆様に4点ほど、ご了承いただきたいことがございます。

まず、1点目でございますが、本市では、審議会等の会議の公開に関する条例第3条の規定により、会議は原則公開としておりますので、本運営委員会の会議も公開としたいと存じます。

次に2点目でございますが、会議開催については事前公表を行うことが規定されておりますので、市の掲示板やホームページ上に会議開催についての掲載をしております。本運営委員会開催につきましても、事前に公表しております。

3点目でございますが、会議の傍聴を希望される方がいる場合は、会議の傍聴を受け入れるものでございます。

傍聴の手続き等に関しましては、お手元にお配りした傍聴要領に沿って進めさせていただきたいと存じます。

なお、現在、傍聴人は、0人でございます。

最後に4点目でございます。本日の会議につきましては、会議録作成のため録音を行いますので、皆様のご了承をお願いいたします。

それでは開会にあたり、梅田市長より、ごあいさつを申し上げます。

(梅田市長)

(市長あいさつ)

事務局（須田人権推進課長）

ありがとうございました。

続きまして、次第3の議題（1）の会長、副会長の選出に入らせていただきます。

本日は、改選後、初めての会議でございますので、議長となります会長が選出されておりません。

従いまして、会長が決まるまでの間、梅田市長に仮議長に就いていただき、会議を進めていただきたいと存じます。

梅田市長、よろしくお願いします。

仮議長（梅田市長）

それでは、会長、副会長が選出されるまでの間、暫時、私の方で議長を務めさせていただきます。

皆様のご協力をお願いいたします。

このしょうぶ会館運営委員会には、久喜市しょうぶ会館運営委員会規則第5条の規定により、会長及び副会長をそれぞれ1人置くことになっており、その選出は、委員の互選によりこれを定めることとなっております。

会長の選出ですが、どなたか立候補、あるいは、ご推薦はございますでしょうか。

寺井委員

長年、行政に携われ、人権の部門にも担当されたことがある島田委員を推薦したいと思うのですが。

仮議長（梅田市長）

ただいま、寺井委員さんから島田委員さんを会長に推薦する旨の発言がございました。

皆様にお諮りいたします。

島田委員さんに会長をお願いすることは、いかがでしょうか。

(異議なし)

仮議長（梅田市長）

島田委員さん、皆様からご承認をいただきましたので、会長職をお願いできますでしょうか。

(島田委員、了承)

仮議長（梅田市長）

ありがとうございます。

それでは、会長は島田委員さんに決定させていただきます。島田委員さんよろしく願いいたします。

続いて、副会長の選出でございます。どなたか立候補、あるいは、ご推薦やご意見はございますでしょうか。

堀部委員

前のしょうぶ会館運営委員会で委員をなさられていた、今村望太郎委員に副会長をお願いできると良いと思うのですが。

仮議長（梅田市長）

ただいま、堀部委員さんから、今村委員さんを副会長ご推薦する旨の発言がございました。

皆様にお諮りいたします。

今村委員さんに副会長をお願いすることは、いかがでしょうか。

(異議なし)

仮議長（梅田市長）

今村委員さん、お引き受けいただいてよろしいでしょうか。

(今村委員、了承)

仮議長（梅田市長）

ありがとうございます。

それでは、副会長は今村委員さんに決定させていただきます。今村委員さんよろしくお願いいたします。

皆様にご協力をいただき、無事、会長・副会長を選出することができました。ありがとうございました。

これをもちまして、議長の任を解かせていただきます。

事務局（須田人権推進課長）

ありがとうございました。

なお、誠に恐縮でございますが、このあと市長並びに総務部長は他の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

会長及び副会長は、お席の移動をお願いいたします。

(市長退席)

事務局（須田人権推進課長）

それでは、ここで島田会長と今村副会長から一言ずつ就任のご挨拶をお願いいたします。

はじめに、島田会長よろしくをお願いいたします。

島田会長

ただ今、委員の皆様のご承認をいただき、会長を務めさせていただくことになりました、島田と申します。改めまして、よろしくお願いします。

皆様方の格別なるご理解とご協力をいただきまして、この運営委員会を円滑に進め、実りある会にしていきたいと思いますと考えております。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

事務局（須田人権推進課長）

ありがとうございました。

それでは、続きまして、今村副会長よろしくをお願いいたします。

今村副会長

副会長を務めさせていただくことになりました、菖蒲小学校校長の今村望太郎と申します。菖蒲小学校にお世話になり３年目を迎えております。よろしくお願いします。

会長を補佐し、この審議会の目的が達成されますよう努力してまいりたいと思いますので、どうぞ、皆様よろしくお願い申し上げます。

事務局（須田人権推進課長）

ありがとうございました。

それでは、議題（２）に入ります前に、配付資料の確認をさせていただきます。

本日の次第に、配付資料一覧を掲載してございます。

(配付資料)

・ 次第

- 1 久喜市しょうぶ会館運営委員名簿
- 2 令和7年度しょうぶ会館事業計画（案）について

以上、次第と事前配布資料を含めまして、3点でございます。

それぞれ、お手元でございますでしょうか。

それでは、これより、久喜市しょうぶ会館運営委員会規則第6条第1項の規定によりまして、島田会長に議長として議事を進めていただきたいと思います存じます。

それでは、島田会長、よろしくお願いいたします。

(島田会長)

それでは、暫くの間、議長を務めさせていただきます。

円滑に議事が進行いたしますよう、皆様方の特段のご協力をお願いいたします。

初めに会議録の作成及び会議録署名について事務局から説明をお願いします。

事務局（須田人権推進課長）

事務局からは、会議録の作成と会議録署名について、ご説明をいたします。

まず、1点目の会議録の作成についてでございます。

審議会等の会議の公開に関する条例によりまして、審議会等につきまし

ては、会議録を作成し、会議開催後、概ね1ヶ月を目安にホームページ等で公開することとなっております。

本市における審議会等の会議の公開にかかる基本的な考え方としまして、全文記録方式、又は、できる限り全文記録に近い形で作成することを原則としております。

事務局案といたしましては、市の基本的な考え方にあわせ全文記録方式又はそれに近い形での会議録作成を提案したいと思います。

会議録につきましては、事務局において作成し、でき上がり次第、会議録への署名をいただく委員の方に送付させていただきまして、ご確認をさせていただく予定であります。

また、会議録に署名する2名の委員の方につきましては、委員名簿順にお願いをしたいと思います。

(島田会長)

ただいま事務局から、会議録の作成方法と、署名委員についての説明がありました。

まず、会議録の作成方法についてですが、市の基本方針としては全文記録方式であるため、事務局の提案としては全文記録方式としたいということでした。このことについて何かご質問等ございますか。

(異議なし)

(島田会長)

無いようですので、会議録については、全文記録方式といたします。

次に、会議録の署名委員については、名簿順に2人ずつお願いしたいということですが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

(島田会長)

ありがとうございます。

それでは、本日の会議録署名委員は、寺井委員と堀部委員にお願いいたします。

それでは、本日の議題に入らせていただきます。

初めに、議題（２）の令和７年度しょうぶ会館事業計画（案）についてでございます。

事務局より説明をお願いします。

事務局（須田人権推進課長）

それでは、議題（２）の令和７年度しょうぶ会館事業計画（案）についてご説明いたします。

委員の皆様におかれましては、ご存知のことかと思われませんが、第１回の会議のため、改めてしょうぶ会館の事業につきまして説明させていただきます。

初めに、しょうぶ会館の位置付けですけれど、社会福祉法第２条及び児童福祉法第４０条の趣旨に基づき、隣保館及び児童館を設置しております。

社会福祉法第２条において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいい、第二種社会福祉事業の隣保事業を行う施設でございます。児童福祉法では、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的として設置しております。

第二種社会福祉事業である隣保事業とは何かというところですが、隣保事業については、基本事業及び特別事業の２つがあります。

基本事業は、地域の住民に対して、生活や人権にかかわる相談に応

じ、適切な助言指導を行う相談事業のほか、レクリエーション、教養・文化活動等を通じて地域住民の交流を図る地域交流事業、また、様々な生活上の課題の解決を図るため、地域の実情に応じて行う地域福祉事業などがあります。

特別事業は、障がい者や高齢者等が隣保館を利用して、軽作業や日常訓練を行うことにより、自立を助長し、生きがいを高める隣保館デイサービス事業のほか、休日の開館や各種講座の開催により、地域住民相互の交流・促進を図る事業としての地域交流促進事業などがあります。

今回の事業計画の中でも、基本事業、特別事業、児童館事業が計画されており、それぞれの事業を実施するにあたり、上程をさせていただいているところであります。

それでは、個別の事業の内容につきましては、担当の方からご説明いたします。

事務局（大八木担当主査）

それでは、議題（２）令和７年度しょうぶ会館事業計画（案）について、ご説明いたします。

しょうぶ会館では、令和７年度の事業を実施するにあたり、個別事業として、資料の１ページから３ページの２０事業を計画しております。

資料の１ページをご覧ください。

デイサービス事業として、NO. １から NO. ７までの７事業を計画しております。No. １健康カラオケや、NO. ２日曜卓球など、参加者同士の交流と健康増進を図り、生きがいを高める趣旨の事業でございます。

また、地域交流促進事業として、２ページの NO. ８から NO. １２までの５事業を計画しております。NO. ８レクリエーション吹き矢体験や NO. ９人権映画会など、地域住民相互の交流・促進を図る趣旨の事業でございます。

す。

なお、資料の1ページに戻りますが、個別事業名 NO. 2 日曜卓球につきましては、地域交流促進事業としても位置付けております。

次に、児童事業として2ページから3ページの、NO. 1 3 から NO. 2 0 までの8事業を計画しております。NO. 1 3 なつかしい遊び広場や NO. 1 4 いきもの観察など、適切な遊び場を提供するとともに児童の健全な育成を図る趣旨の事業でございます。

以上が、議題（2）令和7年度しょうぶ会館事業計画（案）の概要説明となります。

（島田会長）

ただいま、議題（2）の令和7年度しょうぶ会館事業計画（案）についての説明がありました。

ご質問はございませんか。

（堀部委員）

何点かあります。まず、各事業につきましては効果測定をやっていると思われませんが、参加者数やアンケート調査をして測られていると思います。参加者数について聞きたいのですが、今まで事業への参加者数が少ないと思われるものもあるが、しょうぶ会館の事業ということで、ホームページや広報に掲載していないということをお聞きしているのですが、どのようにして参加者数を増やしていきたいと考えているのか教えてほしいのが1点目、2点目が、児童館事業の事業計画（案）のNO. 1 6 ベビー&キッズヨガ教室の内容の中に乳幼児とありますが、ベビーとキッズでは運動能力が違ってくる頃でもあり、対象年齢は何歳くらいを考えているのか現時点で分かっている範囲でもよろしいので説明してください。

(島田会長)

堀部委員の方から2点の質問がございました。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（須田人権推進課長）

1点目の事業の効果測定につきましては、事業の参加者数で測ることを考えております。地域の住民を対象にしている事業であるため、ホームページや広報に載せる予定が今年度はありませんが、会館内での利用者への声掛けやポスター掲示等により周知を図り、参加者を募ることを考えているところでございます。令和8年度は、今年度の各事業への参加状況を踏まえ、必要に応じ、地域及び周辺の行政区に回覧で周知することなども検討していくことを考えております。

事務局（大八木担当主査）

2点目の児童館事業の NO. 16 ベビー&キッズヨガ教室について、対象年齢は、令和5年度が1歳になる誕生月まで参加できるとしておりましたが、同じ年代の乳幼児を抱える親同士の悩みの相談などができることもあり、年齢幅を広げてほしいという声もあり、対象年齢を2歳の誕生月までに延ばしたところでございます。

(堀部委員)

NO. 16 ベビー&キッズヨガ教室については、今までの1歳児までだったのを1歳上げて2歳児まで可能ということによろしい訳ですね。

事務局（大八木担当主査）

はい、堀部委員のおっしゃる通りでございます。

(堀部委員)

それと、先ほどの参加者数の関係なのですが、今までとやり方は変えないとのことですが、効果を見て来年度から変えるということでしょうか。

事務局（須田人権推進課長）

今年度につきましては、ホームページや広報での周知をする予定はありません。会館内での利用者への声掛けやポスター掲示等により周知を図り、参加者を募ることを考えているところでございますが、参加者が少なく効果が上がらないようであれば、周辺地域などを含め回覧していくことも検討するように考えております。

(堀部委員)

はい、分かりました。

(寺井委員)

N0. 1 1 ウォーキング教室について、菖蒲運動公園で2月実施となっておりますが、2月は、北風がすごく強くないですか。ウォーキングする人も少ないと思うのですが。寒い時期の実施についてはどう考えておりますか。

(島田会長)

事務局の説明をお願いします。

事務局（須田人権推進課長）

2月は、時期的にもかなり冷え込むことが考えられますが、春のウォーキングシーズンを迎えるにあたって、正しいウォーキングの方法を学ぶ機会を先駆けて行うことを考えておりましたが、2月の参加者状況を見て、時期をずらすことも考えないといけないかもしれません。

（島田会長）

寺井委員よろしいでしょうか。

（寺井委員）

はい、分かりました。

（島田会長）

他にございますか。

私の方からですけど、しょうぶ会館の主催事業は20事業ですが、貸館事業として4部屋ございます。また児童館についても少子化の中、どのような利用状況なのか教えてほしいのですが。

事務局（須田人権推進課長）

島田会長から貸館事業についてのご質問がありましたが、しょうぶ会館では、休館日が金曜日の他、5月5日を除いた祝日で、土日を含めた平日に貸館をしているところであり、休日に開館することが、先ほどご説明いたしました、隣保館事業の基本事業と特別事業のうち、特別事業に該当しておりまして、地域交流促進事業の中で、休日の月に2日以上会館することによって、地域のサークル活動など活発に行われておりまして、例えば卓球など、館を貸館として使っていただくことによって、地域住民相互の

交流が図られているところであります。

(島田会長)

はい、ありがとうございました。

他に、ありますか。

(山崎委員)

N0. 20 ふれあい教室について、私は、ふれあい教室に関わって4年目になりますが、令和4年、令和5年、令和6年と参加人数が減っているなと感じています。子ども達も多様化し、放課後の過ごし方も色々あるのかなと感じておりますが、令和4、5、6年度の参加人数をそれぞれ教えてほしいのが1点目、2点目は、予算が減らされたとよく聞くのです。生涯学習課の担当の人が、予算が減らされたので、ふれあい教室ができませんと言うのですが、我々は、幾ら貰ってどういうふうになっているのかよく分からないまま関わっているのです。幾ら貰っているのかです。最後3点目は、しょうぶ会館共催と書いてありますが、菖蒲中と菖蒲小の先生と生涯学習課の職員しか関わっていないのです。申し訳ないですが、しょうぶ会館が関わっていないのに事業に書いてあるというのは、何でだろうと感じています。事業に書いてあるのなら一緒にやってほしいです。学校の先生が忙しく足りない中で、月、火の放課後、出張にも行っています。教務主任の仕事もできないまま、出張に行っています。共催と書いてあるならば、是非、しょうぶ会館からも、人を出していただけるのかどうなのかな。まず3点お答えいただいて、その後、提案がありますのでよろしくお願いいたします。

(島田会長)

はい、まず3点について、ご説明をお願いします。

事務局（須田人権推進課長）

3点程ご質問がありました、まず、令和4年度から令和6年度の参加人数については、把握はしておりますが、データとして手元に持ち合わせていないため、後ほど個別にご報告をさせていただきたいと存じます。

予算につきましても、データとして手元に持ち合わせていないため、後ほどお答えをさせていただきたいと存じます。

共催につきましては、人的な措置をする場合と物的な措置をする場合がございますので、確かに、人の方は措置していないというお話でございましたけれども、場所という施設の中で行うことで施設を使っただいてということで共催としております。

（山崎委員）

ご回答ありがとうございました。

やはり、人数は減っていると思います。それを把握されていないことにちょっと残念でした。生涯学習課にお任せきりということですね。だから把握されていないのかなとちょっと感じました。

そこで、提案が2点あります。

子どもたちの参加が減っています。子どもたちの現状と実態を踏まえると、例えば月1回にするとか、毎週月、火やっています。年間70回やっています。参加人数が0人の日も結構あります。以前は、くじ引きをして40人に絞るという程たくさん来ているという時もありました。それが、すごく減ってきてしまっているの、月1回にする。または、菖蒲地区の小学校全部に投げかける。菖蒲小だけなのです。お子さんができるのは。なんでだろうと感じているので、子どもを増やすためならそこを変えても

いいのかなと思いました。その2点を提案いたします。

(島田会長)

事務局の方で、説明をお願いします。

事務局（須田人権推進課長）

はい、ありがとうございます。今、2点程ご提案をいただきました。

人数、予算の方は、把握していない訳ではなく、手元に数字を持ち合わせていないため、ご報告ができないということでご理解いただきたいと思います。参加人数が減っているという形ですので回数を減らしていくとか、菖蒲小学校以外の所も声掛けをする対象にするということもご提案がありました。先ほど、堀部委員さんの方からもあったように、参加人数を増やすためというものの取組みについて、同じようなものがあるのかなと考えておりますので、周知の方法、周知の範囲を広げていくというのも1つかと思いますので、そちらも併せて生涯学習課とも内容を協議しながら、よりよい形で事業を行っていただければというように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

(山崎委員)

はい、ありがとうございました。

(島田会長)

そうですね、学校も菖蒲小じゃなくて菖蒲東小もありますから、少子化の中で少しでも子ども達に楽しくこういった事業に参加できる努力を事務局にお願いしたいと思います。

(島田会長)

他に委員の方から何かありますでしょうか。

(澤村委員)

しょうぶ会館事業計画の NO. 17 ふれあいまつりというのがありますが、2年前までは、こどもまつりというまつりがありまして、菖蒲中学校から生徒が何人かボランティアで出ていたのですが、この、ふれあいまつりは菖蒲中学校とは関係があるのかどうか伺ってみたいと思っています。

事務局（須田人権推進課長）

NO. 17 ふれあいまつりについて、児童館事業でございますが、以前、こどもまつりということで菖蒲運動公園を利用して行っていたまつりを、今年度は、ふれあいまつりということで、菖蒲運動公園よりは規模は大きくありませんが、中学校の生徒によるスタッフという形の参加ではなく、しょうぶ会館の館施設、敷地内でしょうぶ会館の職員の方で行っていきたいと考えております。

(島田会長)

他にご質問はありますでしょうか。

無いようですので、令和7年度しょうぶ会館事業計画（案）について、ご承認いただけますでしょうか。

ご異議無いものと認めます。よって本案は、原案のとおり承認されました。

以上で、本日予定した議題は全て終了となります。ご協力ありがとうございました。

これを持ちまして、議長の任を解かせていただきます。

事務局（須田人権推進課長）

島田会長、議事の進行、ありがとうございました。

それでは、次第の5その他、でございますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

（堀部委員）

今後の運営委員会の予定は、あるのでしょうか。

事務局（須田人権推進課長）

今後のことですが、今回ご承認いただきました事業を、しょうぶ会館において実施していきます。その効果測定を踏まえて、今後の検討事項としてご報告させていただきたいと考えております。この運営委員会につきましては、今回と年度末の2回を予定しております。また、その間に新たな事業とか、しょうぶ会館の中で審議、検討する事案があれば、その都度会議を開かせていただきます。現在のところは、年度末近くに来年度に向けての審議、検討をさせていただくこととなります。

あと、事業を行うにあたりまして、事業への参加を呼び掛けることがありますので、また改めてご案内を申し上げますのでご協力の程をよろしくお願いいたします。

（島田会長）

他に、何かありますか。

（無しの声）

事務局（須田人権推進課長）

それでは、次第5 閉会のご挨拶を今村副会長 お願いいたします。

(今村副会長)

皆様、本日の議題につきまして慎重審議していただきありがとうございました。今後、しょうぶ会館事業がより良く進展していくことを期待しております。

事務局（須田人権推進課長）

それでは、以上をもちまして、令和7年度第1回しょうぶ会館運営委員会を終了させていただきます。

大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和7年6月11日

寺井 雅彦

堀部 行雄

審議会等会議録

(注)特に署名等を要しない審議会等については、事務局名を記入する。